

令和 7 年 度

浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 173 号
令和 8 年 8 月 14 日

浜田市長 三 浦 大 紀 様

浜田市監査委員 野 上 俊 文

浜田市監査委員 川 神 裕 司

令和 7 年度浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を終了しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の着眼点	1
第 4	審査の主な実施内容	1
第 5	審査の期間	1
第 6	審査の結果	1
第 7	審査概要及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	6
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	12
(5)	令和 6 年度数値から見た県内 8 市の比較	16
(6)	令和 6 年度数値から見た類似団体 5 市の比較	17
3	資金不足比率の状況	18
4	まとめ及び意見	20
〈参考〉	10 年間の健全化判断比率の推移	24
	人口 1 人当たりで見た類似団体比較（令和 6 年度）及び財政力指数（令和 6 年度）	26

(注)

- 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率については、国の算出基準に基づき、表示単位未満を切り捨てた。
- 「0.0」とは、0 又は表示単位未満のものである。
- 「―」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

令和 7 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

決算審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

第 2 審査の対象

- 1 令和 7 年度浜田市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和 7 年度浜田市公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- 2 令和 7 年度浜田市特別会計歳入歳出決算及び令和 7 年度浜田市公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に準拠して作成されているか、また、関係書類の計数と一致しているか。

第 4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、浜田市監査基準に準拠した審査手続きにより実施した。

第 5 審査の期間

令和 8 年 6 月 1 日から同年 8 月 14 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

第 7 審査概要及び意見

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

法令等の区分		本市の該当会計	比 率				
			健全化判断		資金不足		
一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字 比率	連結実質赤字比率			
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）		実質公債費比率	将来負担比率		
		国民健康保険特別会計（直診勘定）					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計（法適用企業）	水道事業会計					資金不足 比率
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合						
	島根県後期高齢者医療広域連合						
	浜田地区広域行政組合						
地方公社、第三セクター等	浜田市土地開発公社、三セク等						

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

※農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計は、令和6年度より公共下水道事業会計と統合し、下水道事業会計となった。そのため、令和6年度以降は、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計の数値は計上されておらず、各数値は下水道事業会計に含んで計上されている。

※浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合は、令和3年12月末で解散した。

※法適用、法非適用の「法」は、地方公営企業法をいう。

※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

※一般会計等は、普通会計の範囲に相当する。

2 健全化判断比率の状況

令和7年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表1 健全化判断比率の推移

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
	%	%	%	%	%
(1)実質赤字比率	—	—	—	12.41	20.00
(2)連結実質赤字比率	—	—	—	17.41	30.00
(3)実質公債費比率	10.5	9.5	7.9	25.0	35.0
(単年度比率)	(9.52)	(7.92)	(6.44)		
(4)将来負担比率	6.3	3.7	8.9	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計ともに、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3か年平均値、下段()は単年度の実質公債費比率。

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、令和7年度の各健全化判断比率に対するもの。

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、浜田市の財政規模に応じた基準。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

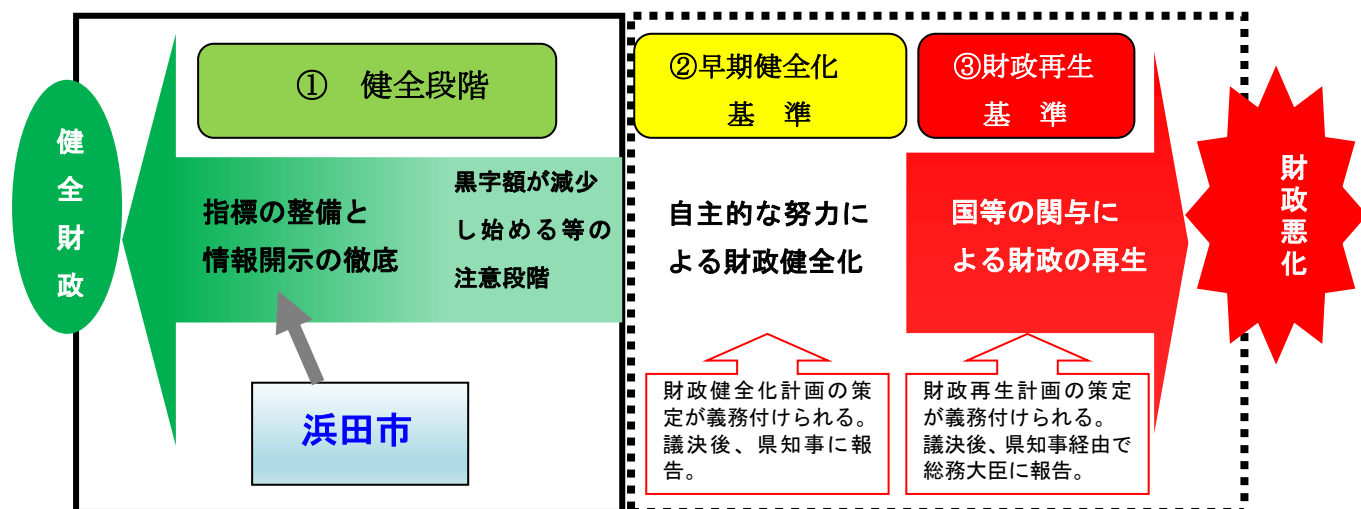
実質公債費比率は7.9%で、前年度に比べ1.6ポイント低下(改善)している。早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率は6.44%で、前年度よりも1.48ポイント低下(改善)している。

将来負担比率は8.9%で、前年度に比べて5.2ポイント上昇(悪化)しているが、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

浜田市の比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、国の示す基準から見ると浜田市の財政は健全段階の範囲にあると認められる。

図1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で構成される。(財政再生基準は、将来負担比率を除く3つの指標による。)

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質収支額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。※黒字である場合、負の値（△）で表示される。

【計算式】	一般会計等の実質赤字額（A）	10 億 8,154 万 3 千円
実質赤字比率	= $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額（A）}}{\text{標準財政規模（B）}}$	△5.16 = $\frac{10 \text{ 億 } 8,154 \text{ 万 } 3 \text{ 千円}}{209 \text{ 億 } 2,039 \text{ 万 } 7 \text{ 千円}}$
	標準財政規模（B）	209 億 2,039 万 7 千円

一般会計等実質収支額(A)は、10 億 8,154 万 3 千円の黒字で、実質赤字比率は△5.16%（△は、黒字を意味している。以下同じ。）となり、算定されないことを確認した。

表 2 実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度 (b)	令和 7 年度 (a)	増減 (a) - (b)
実質赤字比率 (A / B)	△4.06 %	△4.32 %	△5.16 %	△0.84 ポイント

表 3 一般会計等における収支の状況

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
歳入総額	億 万円 千円 402 4002 4	億 万円 千円 419 4821 7	億 万円 千円 435 6671 5	億 万円 千円 16 1849 8	% 3.9
歳出総額	392 3554 6	409 5364 0	424 4746 3	14 9382 3	3.6
歳入歳出差引額	10 0447 8	9 9457 7	11 1925 2	1 2467 5	12.5
翌年度に繰り越すべき財源	1 6020 4	9 185 0	3 770 9	△ 5414 1	△58.9
一般会計等実質収支額 (A)	8 4427 4	9 0272 7	10 8154 3	1 7881 6	19.8

（歳入総額について）

歳入総額は 435 億 6,671 万 5 千円で、前年度比で 16 億 1,849 万 8 千円（3.9%）増加している。

主な要因は、一般単独事業債のうち（新）緊急防災・減災事業債の増（13 億 1,820 万円）等による地方債の増、財政調整基金繰入金の皆増（3 億円）等による繰入金の増が挙げられる。

一方で、定額減税減収補填特例交付金の減（2 億 523 万 4 千円）等により地方特例交付金は減、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減（5 億 2,701 万 8 千円）等により、国庫支出金は 55 億 3,302 万 3 千円で、前年度比 1 億 1,178 万 4 千円（2.0%）の減少となっている。

翌年度に繰り越すべき財源については、ふるさと応援基金を財源とした日本遺産石見神楽保存・継承支援事業等全体で 3,770 万 9 千円であり、前年度はまちづくり振興基金を財源とした飲料水安定確保事業等全体で 9,185 万円であったため、前年度比で 5,414 万 1 千円（58.9%）の減少となっている。

(歳出総額について)

歳出については424億4,746万3千円となり、前年度比で14億9,382万3千円(3.6%)の増加となっている。

主な要因は、次期防災情報システム整備事業をはじめとした投資事業により、普通建設事業費が63億4,757万8千円となり、前年度比で20億2,034万7千円(46.7%)増加したこと、自治体情報システム標準化対応委託料の増等による物件費の増(前年度比5億712万9千円(10.8%)増)による。

一方で、エコクリーンセンター基幹改良工事負担金の減により補助費等が52億1,466万7千円となり、前年度比で10億1,333万9千円(16.3%)減少したことや、長期債元金償還金の減もある。

その結果、歳入決算額及び歳出決算額はともに増となり、翌年度に繰り越すべき財源の減の影響もあり、実質収支は前年度比1億7,881万6千円(19.8%)増の10億8,154万3千円となっている。

但し、剰余金は地方財政法第7条において、翌年度中に二分の一を下らない金額を積み立てることとなっており、残りが超過収入となった国や県からの支出金に対する返還金の財源となる。約11億円の黒字のうち、約1億7千万円については翌年度に国へ返還するものであるため、実態としては算定上の金額より低い額となることには留意が必要である。

(標準財政規模について)

標準財政規模は、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものであり、一般財源の標準的な規模を示す指標である。

表4 標準財政規模の内訳

区 分	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度			対前年度比較			
	増減額			増減率									
標準税収入額等	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	%
	111	3318	2	115	2543	2	114	7347	2	△	5196	0	△0.5
普通交付税額	95	4910	1	92	9168	8	94	4692	5	1	5523	7	1.7
臨時財政対策債発行可能額		9653	1		4604	0			0	△	4604	0	皆減
合計（標準財政規模）（B）	207	7881	4	208	6316	0	209	2039	7		5723	7	0.3

実質赤字比率の分母となる標準財政規模(B)は、209億2,039万7千円で、前年度に比べ5,723万7千円(0.3%)増加している。主な要因は以下のとおりである。

標準税収入額等

標準税収入額等は114億7,347万2千円となり、法定普通税のうち固定資産税の減の影響が大きく、各種交付金、地方譲与税等は増となったものの前年度比で5,196万円(0.5%)減少している。

普通交付税額

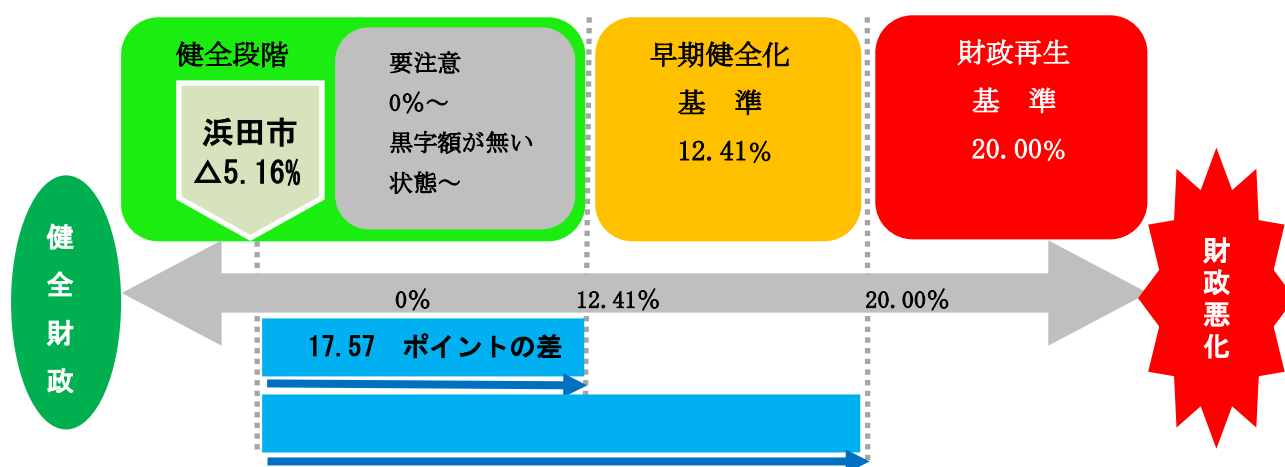
地方交付税算定台帳（再算定）において、基準財政需要額は前年度比で1億2,747万4千円（0.7%）増（個別算定経費は減少、包括算定経費は増加）、基準財政収入額は、主に定額減税減収補填特例交付金の減の影響により前年度比で2,776万3千円（0.3%）減となっている。

この結果、普通交付税額は94億4,692万5千円で、前年度比で1億5,523万7千円（1.7%）増加している。

臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債発行可能額は、地方税収の増や国税の税収増に伴う地方交付税法定率分の増を大きな要因として財源不足額が縮減されたため0円となり、皆減となっている。

図2 《 【実質赤字比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

【計算式】	連結実質赤字額（A+B）	26億9,145万4千円
連結実質赤字比率	= $\frac{\text{連結実質赤字額（A+B）}}{\text{標準財政規模（C）}}$	$\Delta 12.86 = \frac{26\text{億}9,145\text{万}4\text{千円}}{209\text{億}2,039\text{万}7\text{千円}}$

連結実質収支額は、26億9,145万4千円の黒字で、前年度に比べ1億7,395万7千円（6.9%）黒字が増加している。また、分母の標準財政規模が、前年度に比べ5,723万7千円（0.3%）増加した結果、連結実質赤字比率は△12.86%となり、算定されないことを確認した。（※黒字である場合、負の値（△）で表示される）

表 5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度 (b)	令和 7 年度 (a)	増減 (a) - (b)
連結実質赤字比率 ((A+B) / C)	% △12.38	% △12.06	% △12.86	ポイント △0.8

表 6 各会計における連結実質収支の状況

会計名			実質収支額／資金不足・剰余額													
			令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		対前年度比較							
									増減額	増減率						
一般会計等 (A)			一般会計		億	万 千 円	億	万 千 円	億	万 千 円	億	万 千 円	%			
			8	4427	4	9	0272	7	10	8154	3	1	7881	6	19. 8	
公営事業会計 (B)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）		729	3		321	4		181	5	△	139	9	△43. 5	
		国民健康保険特別会計（直診勘定）			0			0			0			0	—	
		駐車場事業特別会計			0			0			0			0	—	
		後期高齢者医療特別会計		2180	7		2420	5		2741	0			320	5	13. 2
	公営企業（法適用）	水道事業会計	12	7948	4	11	3410	6	11	0683	7	△	2726	9	△2. 4	
		工業用水道事業会計	3	8057	5	3	9362	3	4	0013	5			651	2	1. 7
		下水道事業会計		2120	4		5962	2		7371	4			1409	2	23. 6
	公営企業（法非適用）	農業集落排水事業特別会計		1174	7		—			—				—		—
		漁業集落排水事業特別会計		171	8		—			—				—		—
		生活排水処理事業特別会計		478	6		—			—				—		—
合計（連結実質収支額）（A+B）			25	7288	8	25	1749	7	26	9145	4	1	7395	7	6. 9	
標準財政規模（C）			207	7881	4	208	6316	0	209	2039	7		5723	7	0. 3	

一般会計等の実質収支額は、(1) の実質赤字比率で記載したとおり 10 億 8,154 万 3 千円となり、前年度より 1 億 7,881 万 6 千円(19.8%)増加している。

(公営事業会計における実質収支について)

一般会計等以外で増減率の大きい会計は、国民健康保険特別会計（事業勘定）で、実質収支額が、181 万 5 千円となり、前年度比 139 万 9 千円（43.5%）の減少となっている。

水道事業会計の実質収支額は、11 億 683 万 7 千円となり、前年度比 2,726 万 9 千円(2.4%)の減少となっている。令和 7 年度決算においては、算定上の流動負債（建設改良企業債分を除く）の増加が、流動資産の増加を上回ったためである。

下水道事業会計については、算定上の流動資産の増加が、流動負債の増加を上回ったため、実質収支額は 7,371 万 4 千円となり、前年度比で 1,409 万 2 千円（23.6%）増加している。

下水道事業会計は一般会計から 5 億 2,023 万円の繰入金を受けており、うち 1 億 6,378 万 2 千円が基準外繰入金となっている。基準外繰入金は汚水処理に係る経費の一部や過去に借

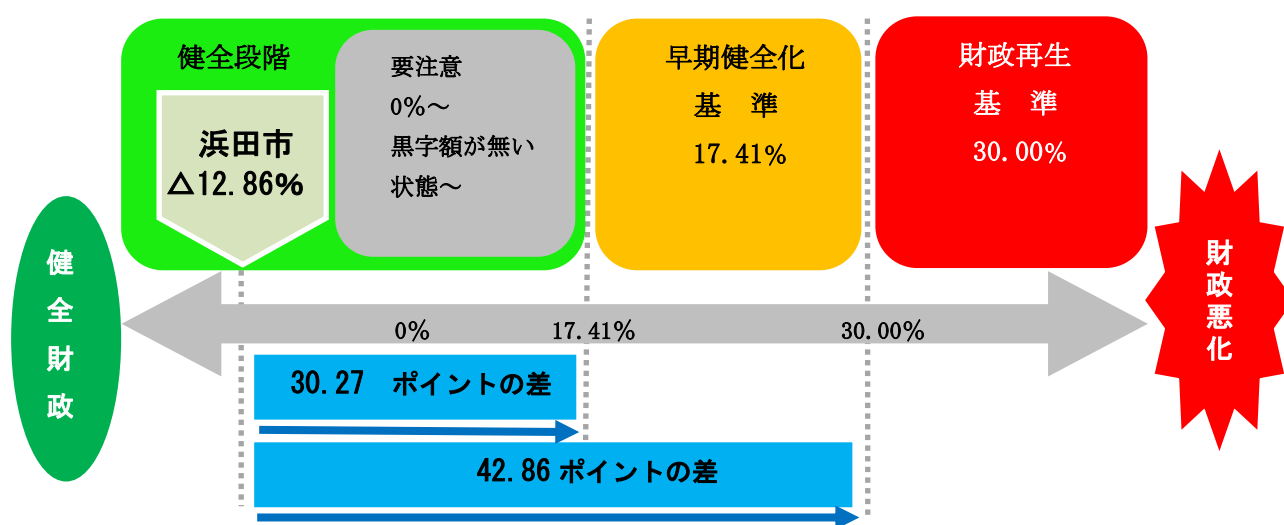
り入れた企業債の償還財源等に充てている。

下水道事業では、既存の処理区と現在整備中の公共下水道浜田処理区において接続勧奨の取組を進めながら、令和 12 年度から使用料適正化に向けた検討を開始するとのことである。

令和 6 年度から旧特別会計を含めた会計統合、地方公営企業法の規定の全部適用を行っており、決算状況から明らかとなる経営成績や財政状況等の情報を活用して経営効率化を図り、汚水私費の原則に則って適正な料金のあり方を検討することが求められる。

なお、下水道事業会計以外にも、地方公営企業法非適用の会計である国民健康保険特別会計（直診勘定）において一般会計からの赤字補填を行っており、一般会計からの基準外繰入金額は 9,291 万 4 千円となっている。

図 3 《 【連結実質赤字比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金(B)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源(C)} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模(E)} - \left[\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}$$

この比率が 18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

$$6.44 = \frac{\left[\begin{array}{c} 44 \text{ 億 } 8,782 \text{ 万 } 9 \text{ 千円} \\ + \\ 7 \text{ 億 } 3,398 \text{ 万 } 9 \text{ 千円} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} 2 \text{ 億 } 744 \text{ 万 } 8 \text{ 千円} \\ + \\ 39 \text{ 億 } 1,917 \text{ 万円} \end{array} \right]}{209 \text{ 億 } 2,039 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} - 39 \text{ 億 } 1,917 \text{ 万円}}$$

(3 か年平均 7.9)

実質公債費比率は、3 か年平均(令和 5 年度から令和 7 年度)が 7.9%となり、前年度に比べ 1.6 ポイント低下（改善）し、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。

単年度では 6.44% となり、前年度と比べ 1.48 ポイント低下（改善）している。

表 7 実質公債費比率の推移

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度 (b)	令和 7 年度 (a)	増減 (a) - (b)
実質公債費比率 (3 か年平均) ((A+B) - (C+D)) / (E-D)	10.5 %	9.5 %	7.9 %	△1.6 ポイント
実質公債費比率 (単年度)	(9.52)	(7.92)	(6.44)	(△1.48)

図 4 実質公債比率の推移

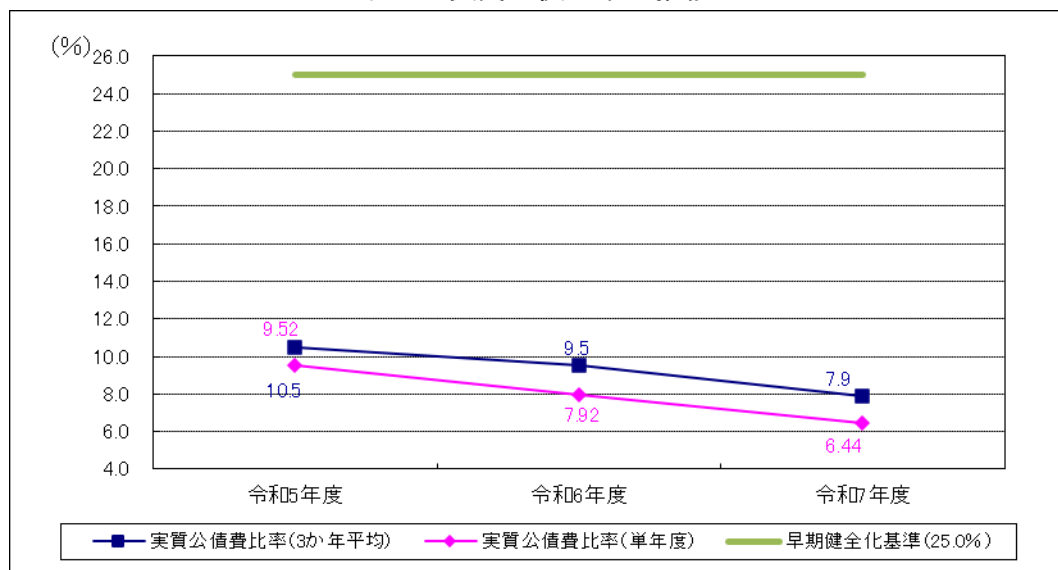


表 8 実質公債費比率の内訳

区 分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	対前年度比較	
					増減額	増減率
(分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	億 万 千円 50 6845 9	億 万 千円 48 8408 1	億 万 千円 44 8782 9	億 万 千円 △3 9625 2	% △8.1
	準元利償還金 (B)	10 8017 1	7 7210 8	7 3398 9	△ 3811 9	△4.9
	特定財源(控除) (C)	8585 9	1 3896 5	2 0744 8	6848 3	49.3
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	45 1408 7	41 9754 2	39 1917 0	△2 7837 2	△6.6
	分子合計 (A+B) - (C+D)	15 4868 4	13 1968 2	10 9520 0	△2 2448 2	△17.0
(分母)	標準財政規模 (E)	207 7881 4	208 6316 0	209 2039 7	5723 7	0.3
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	45 1408 7	41 9754 2	39 1917 0	△2 7837 2	△6.6
	分母合計 (E-D)	162 6472 7	166 6561 8	170 0122 7	3 3560 9	2.0
実質公債費比率 (単年度)		% 9.52	% 7.92	% 6.44	ポイント △1.48	
実質公債費比率 (3 か年平均)		10.5	9.5	7.9	△1.6	

分子については、以下のとおりである。

(元利償還金について)

元利償還金（繰上償還除く）は 44 億 8,782 万 9 千円で、前年度と比べ 3 億 9,625 万 2 千円 (8.1%) 減少している。

平成 18 年度の 66 億 1,264 万 2 千円をピークに、平成 27 年度には 46 億 8,436 万 2 千円まで減少し、平成 28 年度算定からは増加に転じたが、令和 4 年度算定からは再び減少となり、今回算定においても対前年度 3 億 9,625 万 2 千円の減少となった。これは、災害復旧事業債（単独）（R4 借入分）等の新発債の償還金が増加しているものの、過疎対策事業債（H24 借入分）の償還金の減少や、これまでの繰上償還の実施に伴う臨時財政対策債の償還金の減少が主な要因となっている。

（準元利償還金について）

準元利償還金全体は 7 億 3,398 万 9 千円で、前年度と比べ 3,811 万 9 千円（4.9%）の減少となっている。これは、水道事業及び下水道事業の元利償還金の減に伴う元利償還金に対する繰出基準額の減によるものである。

（特定財源について：元利償還金及び準元利償還金から控除）

元利償還金及び準元利償還金から控除する財源については、令和 3 年度臨時財政対策債償還基金費の増、令和 6 年度臨時財政対策債償還基金費の皆増により、特定財源（地方債を財源とする貸付金の償還金と公営住宅使用料等）が 2 億 744 万 8 千円で、前年度比で 6,848 万 3 千円（49.3%）増加している。

特定財源に含まれる貸付金の返済分については、今後も貸付先の経営状況を注視しながら確実な返済がされるよう努められたい。

（基準財政需要額算入額について：元利償還金及び準元利償還金から控除）

分子から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（公債費のうち交付税措置される額）は 39 億 1,917 万円で、前年度比 2 億 7,837 万 2 千円（6.6%）減となっている。

主な要因は公債費算入分 2 億 9,412 万 4 千円（7.5%）の減で、令和 6 年度臨時財政対策債償還基金費分の算入に伴う臨時財政対策債償還費の減による影響が大きい。

控除財源（特定財源と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）のトータルは 41 億 2,661 万 8 千円となり、前年度比 2 億 988 万 9 千円（4.8%）の減となった。

その結果、控除財源のトータルは減少したものの、元利償還金と準元利償還金の合計額が 52 億 2,181 万 8 千円で、前年度比 4 億 3,437 万円 1 千円（7.7%）減少したため、分子合計額は、10 億 9,520 万円となり、前年度比で 2 億 2,448 万 2 千円（17.0%）減少し、比率の改善につながっている。

（分母：標準財政規模と基準財政需要額算入額（控除）について）

次に分母について、標準財政規模は、(1) 実質赤字比率 (P5) で記載したとおり 209 億 2,039 万 7 千円で、前年度に比べ 5,723 万 7 千円（0.3%）増加している。

標準税収入額等は 114 億 7,347 万 2 千円となり、法定普通税のうち固定資産税の減の影響が大きく、各種交付金、地方譲与税等は増となったものの前年度比で 5,196 万円（△0.5%）減少している。

普通交付税額は地方交付税（臨財債含む）が昨年度に続き追加交付（臨時経済対策費 2 億

9,220万円2千円、給与改定費9,598万7千円、臨時財政対策債償還基金費6,148万6千円、調整率戻し947万2千円)となったことに加え、基準財政収入額の減により前年度比で増加(1億5,523万7千円の増)となった。

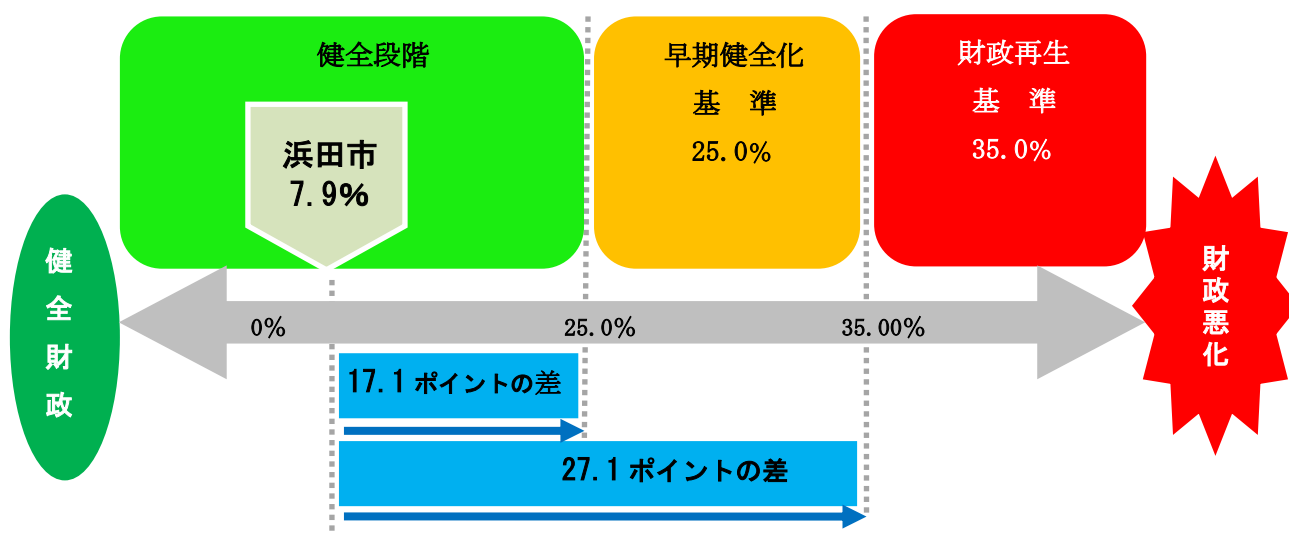
臨時財政対策債は、財源不足額が生じていないため発行可能額が皆減している。

標準財政規模から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、39億1,917万円で、前年度と比べ2億7,837万2千円(6.6%)減少している。

結果として、分母全体では170億122万7千円となり、前年度と比べ3億3,560万9千円(2.0%)増加していることにより、比率の改善要因となっている。

分子が減少し、分母が増加したため、単年度及び3か年平均の比率は減(改善)となった。

図5 《 【実質公債費比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標である。

連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。

比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \left[\begin{array}{l} \text{①充当可能基金額} + \text{②特定財源見込額} \\ + \text{③地方債現在高等に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額 (B)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

$$8.9 = \frac{530 \text{ 億 } 8,323 \text{ 万 } 3 \text{ 千円} - \left[\begin{array}{l} 147 \text{ 億 } 9,556 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} + 7 \text{ 億 } 6,564 \text{ 万 } 6 \text{ 千円} \\ + 359 \text{ 億 } 9,630 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} \end{array} \right]}{209 \text{ 億 } 2,039 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} - 39 \text{ 億 } 1,917 \text{ 万円}}$$

将来負担比率は 8.9%で、前年度の 3.7%と比べ 5.2 ポイント上昇（悪化）しているものの、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

表 9 将来負担比率の推移

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度 (b)	令和 7 年度 (a)	増減 (a) - (b)
将来負担比率 ((A-B) / (C-D))	6.3 %	3.7 %	8.9 %	ポイント 5.2

図 6 将来負担比率の推移

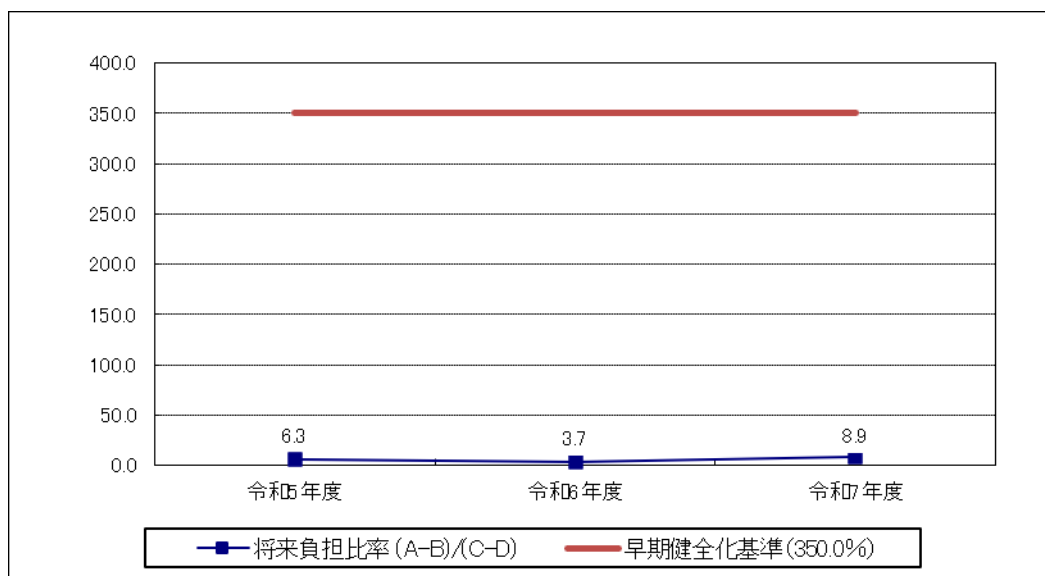


表 10 将来負担額等の状況

区 分		令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度			対前年度比較			
											増減額		増減率	
(分子)		億 万 千円			億 万 千円			億 万 千円			億 万 千円		%	
	将来負担額 (A)	548	2416	1	530	4262	4	530	8323	3	4060	9	0.1	
	充当可能財源等 (B)	537	8795	8	524	1510	0	515	5751	2	△8	5758	8	△1.6
	分子 計 (A-B)	10	3620	3	6	2752	4	15	2572	1	8	9819	7	143.1
(分母)		億 万 千円			億 万 千円			億 万 千円			億 万 千円		%	
	標準財政規模 (C)	207	7881	4	208	6316	0	209	2039	7	5723	7	0.3	
	算入公債費等の額(控除) (D)	45	1408	7	41	9754	2	39	1917	0	△2	7837	2	△6.6
	分母 計 (C-D)	162	6472	7	166	6561	8	170	0122	7	3	3560	9	2.0

表 11 将来負担額の内訳

区 分	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度			対前年度比較			
										増減額	増減率		
将来負担額 (A)	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	%
	548	2416	1	530	4262	4	530	8323	3		4060	9	0.1
地方債の残高	407	8993	4	391	3802	4	386	2817	1	△5	0985	3	△1.3
公営企業債等繰入見込額	94	6766	1	89	4604	4	92	5719	3	3	1114	9	3.5
組合負担等見込額			0			0			0			0	－
退職手当負担見込額	42	9833	3	42	5246	4	44	9177	7	2	3931	3	5.6
債務負担行為に 基づく支出予定額	2	6823	3	7	0609	2	7	0609	2			0	－

(分子：将来負担額について)

将来負担額は 530 億 8,323 万 3 千円で、前年度比で 4,060 万 9 千円 (0.1%) 増加し、比率の悪化要因となっている。内訳及び要因は以下のとおりである。

ア 地方債の残高

将来負担額のうち、地方債残高は 386 億 2,817 万 1 千円で、前年度比で 5 億 985 万円 3 千円 (1.3%) 減少している。令和 7 年度も次期防災情報システム整備事業や周布橋整備事業等の大規模投資事業を実施しているものの、平成 17 年度の合併後を集中投資期間として行った大規模投資事業に係る旧合併特例債の償還が終了してきていることや繰上償還の実施(令和 7 年度は臨時財政対策債を 7 億 6,398 万 4 千円繰上償還)等により、地方債残高は平成 28 年度から連続して減少している。

イ 公営企業債等繰入見込額

次に、公営企業債等繰入見込額は 92 億 5,719 万 3 千円で、前年度比で 3 億 1,114 万 9 千円 (3.5%) 増加している。水道事業は企業債残高が増加しているものの、元金償還金に対する準元金償還金の割合の 3 か年平均が低下した影響により減少している。下水道事業は企業債残高が増加し、元金償還金に対する準元金償還金の割合の 3 か年平均も上昇していることから繰入見込額も増加している。

内訳は、水道事業会計が 33 億 4,896 万 4 千円、下水道事業会計が 59 億 822 万 9 千円となっている。

ウ 退職手当負担見込額

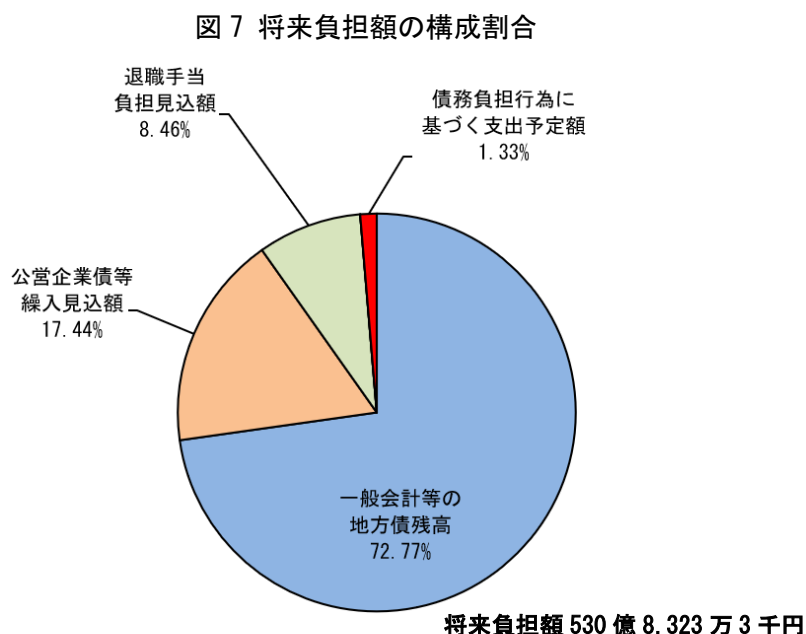
44 億 9,177 万 7 千円で、前年度比で 2 億 3,931 万 3 千円（5.6%）増加している。将来負担額の算定上控除する組合等積立額が、退職手当組合における負担金率の見直しにより対前年度比で 2 億 7,133 万 8 千円（49.1%）減少したためである。

エ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は 7 億 609 万 2 千円で、前年度と同額となっている。

内容は浜田市土地開発公社が取得した用地を浜田市が買い戻す場合に必要となる経費である。

将来負担額の構成割合は、図 7 のとおりである。



（充当可能財源等について：将来負担額から控除）

次に、将来負担額から控除できる充当可能財源等については 515 億 5,751 万 2 千円で、前年度比 8 億 5,758 万 8 千円（△1.6%）の減少となっている。

内訳のうち、充当可能基金は 147 億 9,556 万 2 千円となり、前年度比で 4 億 6,139 万 3 千円（3.0%）減少している。財政調整基金、市民生活安定化基金が増加したものの、繰上償還に伴う減債基金の減少が大きかったことが主な要因である。

充当可能特定歳入（公営住宅使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金等）は 7 億 6,564 万 6 千円となり、前年度と比べ 9,194 万 8 千円（10.7%）減少している。

なお、貸付金については今後も貸付先の経営状況を注視しながら確実な回収に努められたい。

基準財政需要額算入見込額は、地方債残高の減少等により 359 億 9,630 万 4 千円となり、

前年度と比べ 3 億 424 万 7 千円 (0.8%) 減少している。

将来負担比率の分子においては、将来負担額の増加に加え、充当可能財源等の減少により増加し、比率が悪化する要因となっている。

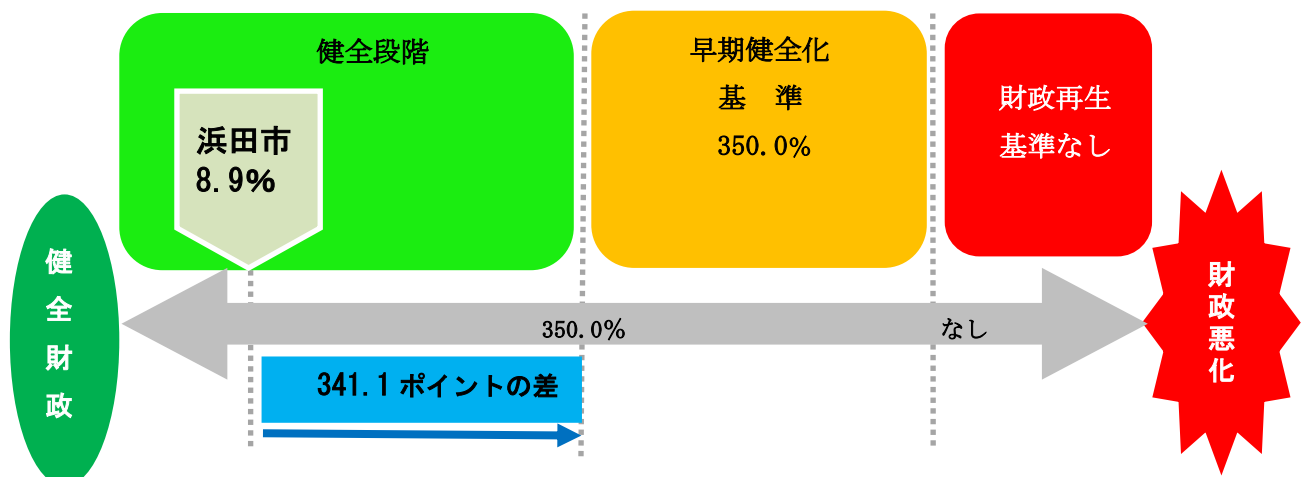
(分母：標準財政規模と算入公債費等（控除）について)

一方、分母については、170 億 122 万 7 千円で、前年度比で 3 億 3,560 万 9 千円 (2.0%) 増加し、将来負担比率が下がる（改善する）要因となっている。

主に、災害復旧費等に係る基準財政需要額の減少により算入公債費等が減少したことから全体で増となった。

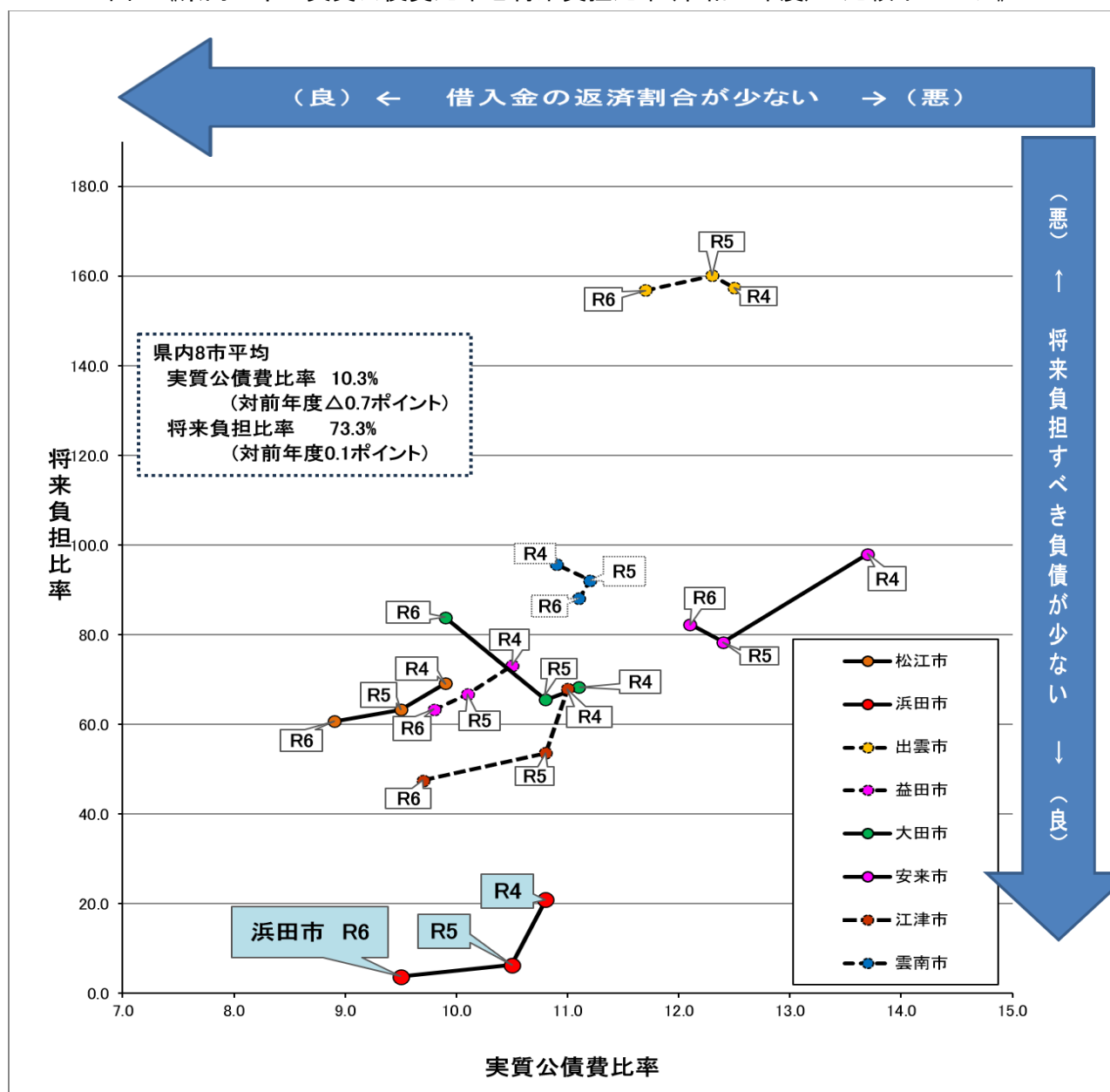
分子、分母とも増加したが、分子の増加による影響が分母の増加による影響を上回ったため、将来負担比率は上がっている（悪化している）。

図 8 《 【将来負担比率】 早期健全化基準との比較イメージ 》



(5) 令和 6 年度数値から見た県内 8 市の比較

図 9 《県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(令和 6 年度)の比較イメージ》



[総務省 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報) データより作成]

(注) 県内 8 市平均は各比率を算術平均したものである。

浜田市の実質公債費比率は、県内 2 位で、令和 6 年度は 9.5%となっている。将来負担比率は平成 29 年度から県内 1 位で、令和 6 年度は 3.7%となっている。将来負担比率では、江津市が 2 位(47.5%)、松江市が 3 位(60.7%)、益田市が 4 位(63.3%)となった。

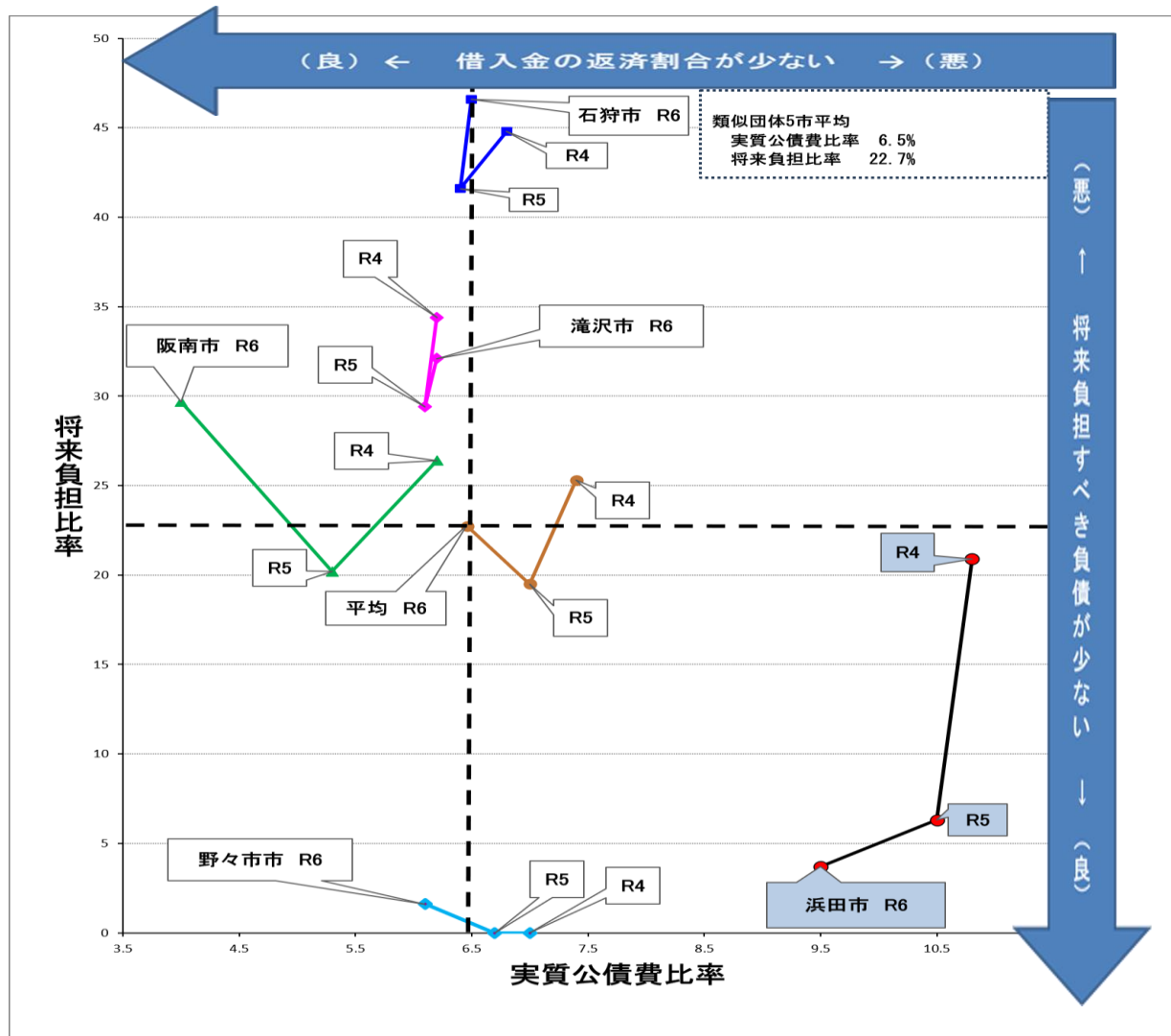
県内 8 市平均の将来負担比率は、対令和 5 年度比で 0.1 ポイント上昇(悪化)している。

表 12 県内 8 市の実質公債費比率と将来負担比率(令和 6 年度)

市 名	実質公債費比率	将来負担比率	市 名	実質公債費比率	将来負担比率
松江市	8.9 %	60.7 %	大田市	9.9 %	83.9 %
浜田市	9.5	3.7	安来市	12.1	82.3
出雲市	11.7	156.8	江津市	9.7	47.5
益田市	9.8	63.3	雲南市	11.1	88.1

(6) 令和 6 年度数値から見た類似団体 5 市の比較

図 10 《類似団体 5 市の実質公債費比率と将来負担比率(令和 6 年度)の比較イメージ》



〔総務省 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）データより作成〕

（注）類似団体区分は令和 5 年度決算時のものである。また 5 市平均は、各比率を算術平均したものである。

浜田市は、島根県内 8 市の中ではトップクラスに位置している。また、類似団体（都市Ⅱ－3）108 市中の人口規模が同規模（約 5 万～5 万 7 千人）の 5 市での比較においては、実質公債費比率は 5 番目、将来負担比率は 2 番目に位置している。浜田市以外の 4 市は、中核市以上の都市と隣接又は近郊に位置し、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより、同規模人口の市というだけで単純比較はできないが、一つの指標として浜田市の参考とすることができる。

表 13 類似団体 5 市の実質公債費比率と将来負担比率(令和 6 年度)

市 名	実質公債費比率	将来負担比率	市 名	実質公債費比率	将来負担比率
石狩市(北海道)	6.5 %	46.6 %	阪南市(大阪)	4.0 %	29.7 %
滝沢市(岩手)	6.2	32.1	浜田市	9.5	3.7
野々市市(石川)	6.1	1.6	実質公債費比率の平均 6.5% 将来負担比率の平均 22.7%		

（注）類似団体 5 市平均は、各比率を算術平均したものである。

3 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

【計算式】 $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$	$\text{—} = \frac{\text{—}}{\text{各会計の事業規模}}$
---	---

資金不足比率は、次のとおりである。

表 14 資金不足比率の状況

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A) / (B) × 100	経営健全化基準
法 適用	水道事業会計	千円 —	億 万 千円 11 3918 8	% —	20.0 %
	工業用水道事業会計	—	1 0289 1	—	
	下水道事業会計	—	1 7387 9	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「—」と表示している。

対象となるすべての公営企業において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 15 資金不足額・剰余額の状況

会 計 名		資金不足額・剰余額		増減(a)－(b)
		令和6年度 (b)	令和7年度 (a)	
法 適用	水道事業会計	億 万 千円 11 3410 6	億 万 千円 11 0683 7	億 万 千円 △ 2726 9
	工業用水道事業会計	3 9362 3	4 0013 5	651 2
	下水道事業会計	5962 2	7371 4	1409 2

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

表 16 一般会計からの繰入金の状況（基準内、基準外を含む合計額）

会 計 名		繰入金額		増減(a)－(b)
		令和6年度(b)	令和7年度(a)	
法 適用	水道事業会計	億 万 千円 4 5186 4	億 万 千円 4 2543 9	億 万 千円 △ 2642 5
	工業用水道事業会計	8 6	8 8	2
	下水道事業会計	5 5456 8	5 2023 0	△ 3433 8

(注) 一般会計の繰出金は、各会計の繰入金で表示される。

地方公営企業法第17条の2第1項第1号の規定に基づく一般会計から公営企業会計への繰出しについては、毎年度総務省から発出される通知で示された基準に基づき行われている。

公営企業会計等は、表 15 に示すとおり、一般会計からの繰入金及び起債を充当して資金不足が生じていないことになっており、これは法（地方公営企業法、地方財政法）により制度として認められているもので資金不足比率の算定上問題はない。

しかし、国の基準に基づかない市の施策による基準外の繰入金も生じている。(2) の連結実質赤字比率でも記載したように、法適用の下水道事業会計、法非適用の国民健康保険特別会計（直診勘定）においては、収支不足を補うための基準外繰入を行うことで黒字を維持している実態がある。

水道事業については、算定上は 11 億円余りの剰余金があり、現状では比率上問題がないが、令和 6 年 10 月に作成した今後の経営見通しで令和 13 年度に収支の悪化による期末資金残高の枯渇が見込まれたため、令和 9 年 4 月から 2 年間の激変緩和措置を伴う料金改定の実施を決定した。平均改定率は 34.5% で、改定の実施による新たな経営見通しでは、令和 13 年度の期末資金残高が 13 億 6 千万円余りとなる予測である。

但し、将来的には人口減少に伴う給水収益の減や物価高騰等による供給コストの増大、施設の老朽化や災害に備えた管路等の整備・耐震化対策への対応等、経営環境は更に悪化していくことが予測されることから、改定後概ね 5 年毎に料金改定の必要性について検証を実施し、経営の効率化と財政基盤の強化を図る必要がある。

下水道事業については、令和 6 年度に旧特別会計も含め会計統合し、地方公営企業法の規定の全部適用を行ったところであるが、令和 7 年度の収益のうち一般会計からの繰入金（補助金）は約 4 億 8 千万円で、そのうち基準外繰入額（実質的な赤字補填）は約 1 億 3 千円となっている。また、建設改良事業等に充てるために約 4,000 万円（うち基準外繰入 3,094 万 6 千円）の出資金を繰り入れ、主に過去に借り入れた企業債の償還に充てている。出資金の繰入額を抑制するため、企業債償還金の財源として資本費平準化債を最大限活用しているため、企業債残高の減少は緩やかになり、昨今の金融情勢から利払い負担の増加が見込まれることには留意する必要がある。

こうした中、既存の「浜田市公共下水道事業経営戦略 令和 4 年度～令和 13 年度」について令和 8 年 3 月に中間見直しを行い、令和 6 年 4 月の旧特別会計（農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業）を含めた会計統合や地方公営企業法の規定の全部適用による影響、将来見通し等を反映し、「浜田市下水道事業経営戦略 令和 4 年度～令和 13 年度」とした。

同戦略において現在整備中の公共下水道浜田処理区の接続状況による収支等を踏まえた上で、令和 12 年度から適正な使用料水準の検証を行い、改定の必要性の検討を行っていくこととしている。

事業の持つ公益性の観点から、財政的な基盤を健全にするため、建設改良に係る費用等の一部を一般会計からの繰入れにより賄うことはやむを得ない側面があるが、受益者負担の観点や公営企業の独立採算の趣旨から、基準外繰入を可能な限り縮減し、より自立した事業運営が行われることが望ましい。

持続可能な事業運営を構築するため、現在整備中の公共下水道浜田処理区の接続率向上に資する取組により使用料の増収を図るとともに、広域化・共同化の取組や経営成績、財務状況の分析を踏まえ経営の効率化を図った上で、独立採算の原則、汚水私費の原則に基づき使用料の

適正化に向けた検討を行われたい。

4 まとめ及び意見

(1) 各比率の状況について

各比率の状況を見ると、審査に付された比率全体としては、次のとおりいずれも国の示す基準の範囲となっている。

表 17 健全化判断比率の状況

区 分	令和 6 年度 (b)	令和 7 年度 (a)	増減 (a) - (b)	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	% — (△4.32)	% — (△5.16)	ポイント △0.84	% 12.41	% 20.00
(2) 連結実質赤字比率	— (△12.06)	— (△12.86)	△0.8	17.41	30.00
(3) 実質公債費比率	9.5	7.9	△1.6	25.0	35.0
(単年度比較)	(7.92)	(6.44)	△1.48		
(4) 将来負担比率	3.7	8.9	5.2	350.0	

(注) () 内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。

(注)  は改善、 は悪化を示す。

実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

実質公債費比率については、直近 3 か年を平均した本年度の比率は 7.9% で、前年度に比べ 1.6 ポイント低下（改善）している。早期健全化基準の 25.0% を下回っており、健全な状況である。なお、単年度の比率は 6.44% で、前年度に比べ 1.48 ポイント低下（改善）している。

将来負担比率については、前年度に比べ 5.2 ポイント上昇（悪化）し 8.9% となっているが、早期健全化基準の 350.0% を下回り健全な状況である。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

(2) 各比率の今後の動向について

健全化判断比率（表 18 及び図 11～13 参照）は、交付税措置の手厚い合併特例債や過疎債等を活用して投資事業を行ってきたことと、繰上償還を積極的に行ってきたことで改善基調であるが、当年度の将来負担比率については充当可能財源の減少もあり、対前年度比で悪化が見ら

れ、今後注視する必要がある。

ア 実質公債費比率について

実質公債費比率の今後の動向は、分母においては法定普通税のうち固定資産税について償却資産の減価償却に伴い逓減が見込まれるものの、これまでの繰上償還による元利償還金の減少や、過疎債、緊急防災・減災事業債等の交付税算入の手厚い地方債の借入へのシフトによる算入公債費の増があるため、比率の改善が予想される。

イ 将来負担比率について

将来負担比率の今後の見通しとして、将来負担額（分子）については、中期財政計画において投資的経費の規模の縮減見通しが示されているが、安全性確保のため架け替えを行う浜田橋整備事業に要する経費、次期防災情報システム整備事業等の防災・減災対策に要する経費、島根県国民スポーツ大会競技会場整備事業等に要する経費の増加により、令和8年度以降の実質単年度収支が赤字に陥った場合は、充当可能基金（分子：控除財源）が減少し、比率は現行の水準から徐々に悪化していくことが懸念される。

また、学校建設事業や公共下水道浜田処理区整備事業等の大型投資事業もあり、今後は地方債発行額や公営企業債等繰入見込額の増加が予想され、将来的にさらなる比率の悪化を招く要因となる可能性があるため注視する必要がある。

ウ 資金不足比率について

一般会計については、中期財政計画において財政調整基金の残高はほぼ横ばいであり、見通し期間末の令和16年度末において53億円の残高が見込まれており、同期間内は資金不足が生じる水準には至らないと見込んでいる。

各公営企業会計については、令和6年度から会計統合と地方公営企業法の規定の全部適用を行った下水道事業について、引き続き一般会計からの繰入金による赤字補填が見込まれており、各会計が作成する投資・財政計画上は資金不足が生じない見込みとなっている。

(3) 類似団体との比較について

島根県内の令和6年度比率の確報値でいえば、実質公債費比率は県内2位、将来負担比率は県内1位である。

しかし、全国の類似団体（令和5年度決算時の類似団体区分による）の令和6年度比率の確報値では、全108団体中実質公債費比率93位、将来負担比率57位となっており、特に実質公債費比率は高い水準にあるといえる。今後、大型投資事業に着手した場合は、類似団体に比べさらに数値が高くなる可能性がある。

「令和6年度財政状況類似団体決算カード」から浜田市の財政状況を人口1人当たりの類似団体との比較で見ると、表19に示すとおり、歳入では、地方税の決算構成比が低く、依存財源である地方交付税や国県交付金、地方債の構成比が高い状況が続いている。

歳出では、公債費の構成比が高く、決算額も類似団体の3倍以上となっており、団体の財政力の強さを示す財政力指数も浜田市は0.45となっている。令和5年度の0.41に対して改善はしているものの、依然、類似団体の0.70に比べ大きく下回っており、財政力が弱いことを示している。

また、地方債、公債費の構成比が高いということは、インフラやハコモノの整備等いわゆるハード事業への支出が類似団体に比べ大きいことを本市の構造的な特徴として示している。あ

くまでも各市の様々な要件の違いを考慮していない単純比較ではあるが、人口規模が同規模(約5万～5.7万人)の5市の平均との比較(図10参照)では、実質公債費比率で3.0ポイント上回っている(比率が悪い)。なお、将来負担比率においては、5市平均より19ポイント下回っている(比率が良い)。類似団体との比較において、単純比較は適当ではないが、一つの指標として参考にされたい。

(4) 意見(まとめ及び補足)

令和7年度の健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率(3か年平均、単年度数値)において比率が改善しているが、将来負担比率においては若干比率が悪化している。

但し、国の基準に照らした場合には、4指標において財政の健全化基準以下の状態を維持している。また、参考として県内8市の令和6年度比率においても、本市は実質公債費比率が県内2位、将来負担比率が県内1位であり、健全な財政運営を行っている。

なお、資金不足比率においても、各会計において、算定上の赤字は発生していない。

今後の状況としては、人口減少に伴う地方交付税の逡減、少子高齢化等に伴う社会保障関連経費の増加、国際情勢による燃料、物価の高騰による諸経費の増加、新たな行政需要への対応や近年の異常気象による災害対応等の臨時費用の増加が見込まれる。

また、金利上昇による利払い負担の増加が見込まれるとともに、学校建設事業等の大型投資事業に伴う地方債の償還が開始する令和10年度以降は、財政運営の逼迫が予想される。

さらに公営企業会計においては、今後も一般会計からの多額の繰入金が見込まれるため、独立採算の原則に基づき、適正な料金設定を行う等自立した経営がなされるよう改善を図る必要がある。

これらの将来的には比率を悪化させる要因も念頭に置き、諸課題に柔軟に対応するため社会経済情勢を的確に把握し、中長期的な視点に立ち健全な財政運営を行っていくことが求められる。

なお、留意すべき課題として、市が保有するインフラ資産も含めた公共施設等の老朽化による維持管理経費や更新需要額の増加への対応が挙げられる。今後の財政運営において、財政負担を発生させ、将来的に比率を悪化させる要因である。

市では公共施設の長寿命化を図るため令和3年3月に「公共施設長寿命化等推進基金」を設置し、修繕、改修等のための財源を確保する等有効な対応を行っているが、老朽化への対応は市民生活の安全安心に直結するため、引き続き、維持更新需要に見合う財源の確保を行い、優先順位をつけながら適時適切な維持更新を実施するよう望む。

令和7年10月に三浦市政が始動し、12月議会で行った所信表明で、市政運営において大切にしていきたい価値観と、今後4年間で取り組む8つの政策の方向性が示された。

この中で、「①こどもにやさしい環境をつくる」、「②社会教育をまちづくりの土台に」、「③メリハリある施設整備と民間協働」、「④産業と働き方をアップデート」、「⑤デジタルで暮らしと経済を前進」、「⑥コミュニティの力で地域を再生」、「⑦戦略的な生活基盤の維持」と並び、「⑧財政運営について」では、「浜田市民の生活基盤を守るため、規模を縮小しながらも、質的な

充実や満足度を高め、より豊かにするように『賢く縮む』という視点も導入していかなければならない。」と述べている。

当市の健全化判断比率及び資金不足比率は、市町村合併以降推進してきた行財政改革によって各基準を下回り、国の基準における健全段階の範囲内にある。

今後も自主財源である税収入を基本とした財源確保に努めるとともに、必要な行財政改革に継続して取り組み、各比率の推移を注視しながら市民福祉向上のために必要な施策、投資とのバランスを取り、「将来に責任ある持続可能な財政運営」により、「新しくて、優しくて、強い行政」を実現することを期待するものである。

〈参考〉

表 18 10 年間の健全化判断比率の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(1) 実質赤字比率	— (△2.69)	— (△2.25)	— (△2.37)	— (△2.78)	— (△3.25)
(2) 連結実質赤字比率	— (△9.42)	— (△9.84)	— (△9.31)	— (△9.88)	— (△11.50)
(3) 実質公債費比率	9.9	10.1	10.5	10.9	10.7
(単年度比率)	(10.84)	(9.46)	(10.48)	(10.30)	(11.39)
対前年度比較	△0.2	△1.4	0.4	△0.2	0.4
(4) 将来負担比率	82.6	72.3	59.5	54.6	44.1
対前年度比較	△10.3	△13.4	△12.8	△10.5	△4.9

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
(1) 実質赤字比率	— (△5.18)	— (△5.43)	— (△4.06)	— (△4.32)	— (△5.16)
(2) 連結実質赤字比率	— (△13.41)	— (△13.64)	— (△12.38)	— (△12.06)	— (△12.86)
(3) 実質公債費比率	10.9	10.8	10.5	9.5	7.9
(単年度比率)	(11.08)	(11.13)	(9.52)	(7.92)	(6.44)
対前年度比較	0.2	△0.1	△0.3	△1.0	△1.6
(4) 将来負担比率	29.4	20.9	6.3	3.7	8.9
対前年度比較	△14.7	△8.5	△14.6	△2.6	5.2

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。
下段()の△は、黒字を意味している。

(注) 実質公債費比率は、3 か年平均値。下段()は単年度の実質公債費比率

図 11 10 年間の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

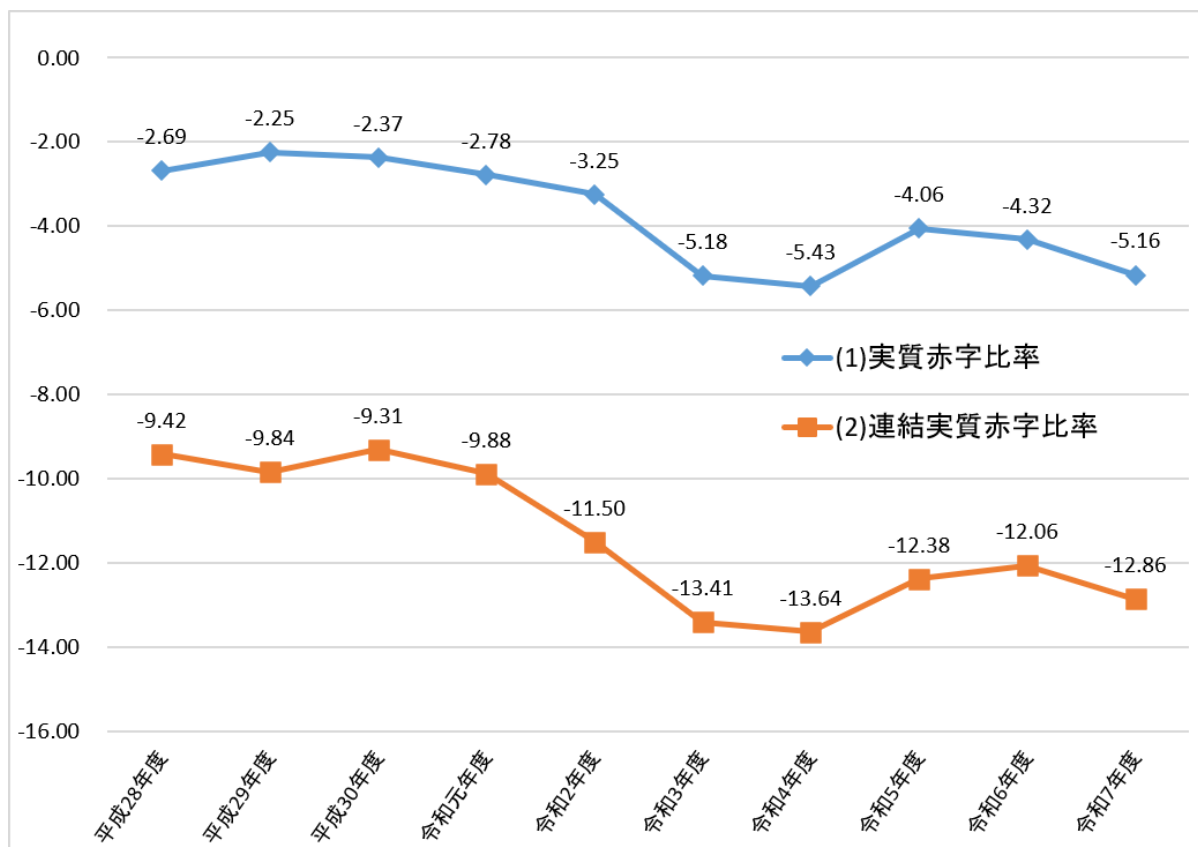


図 12 10 年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移

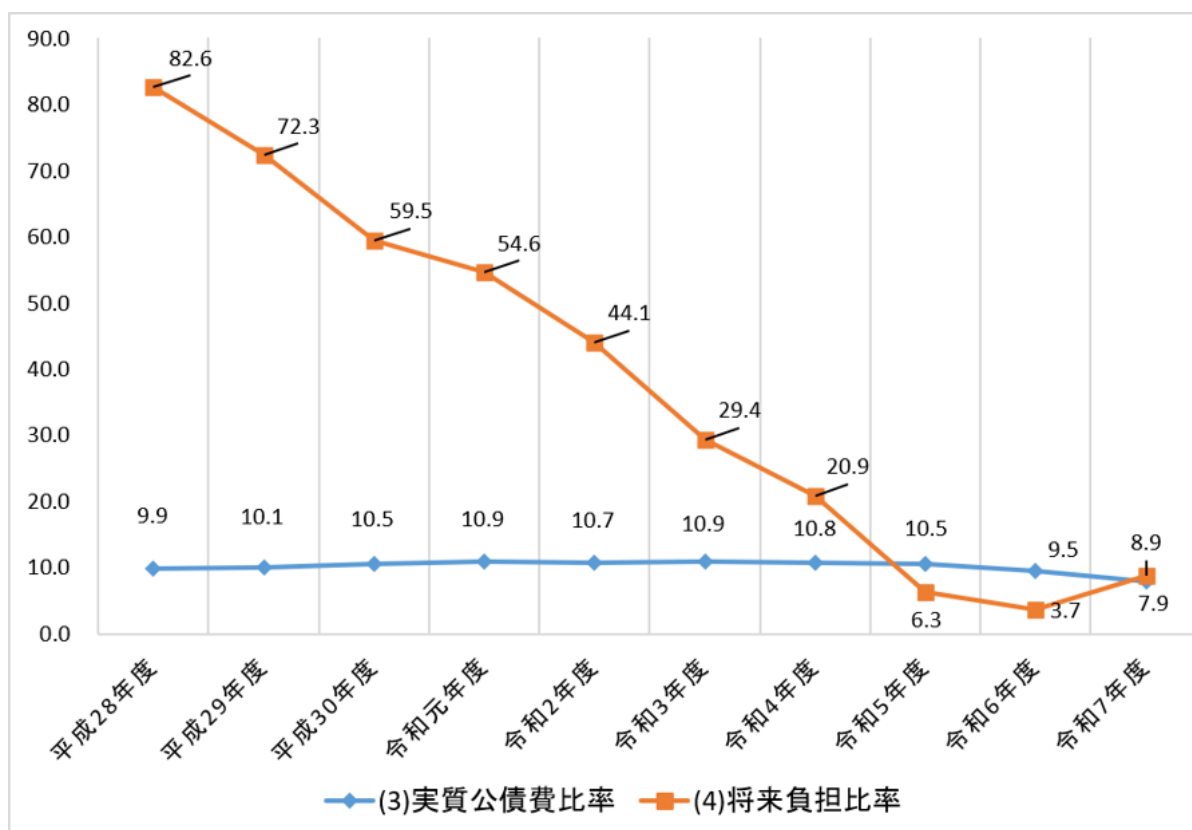


図 13 10 年間の単年度の実質公債費比率の推移

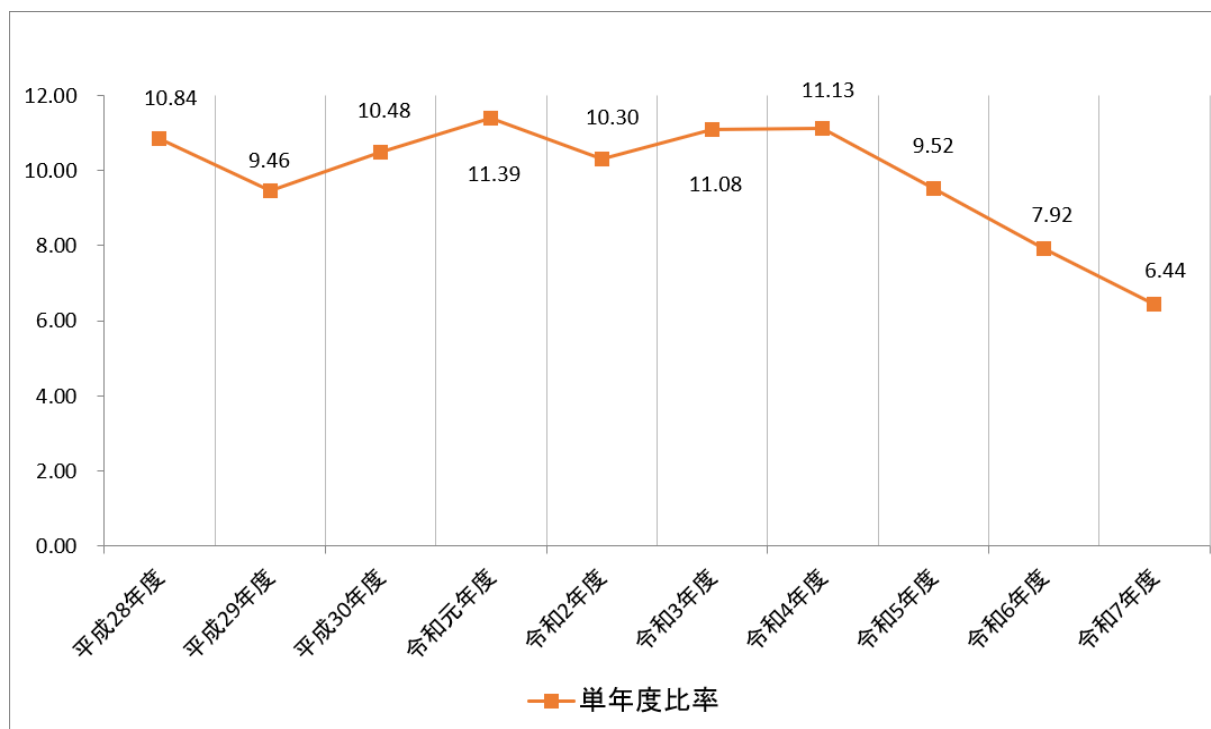
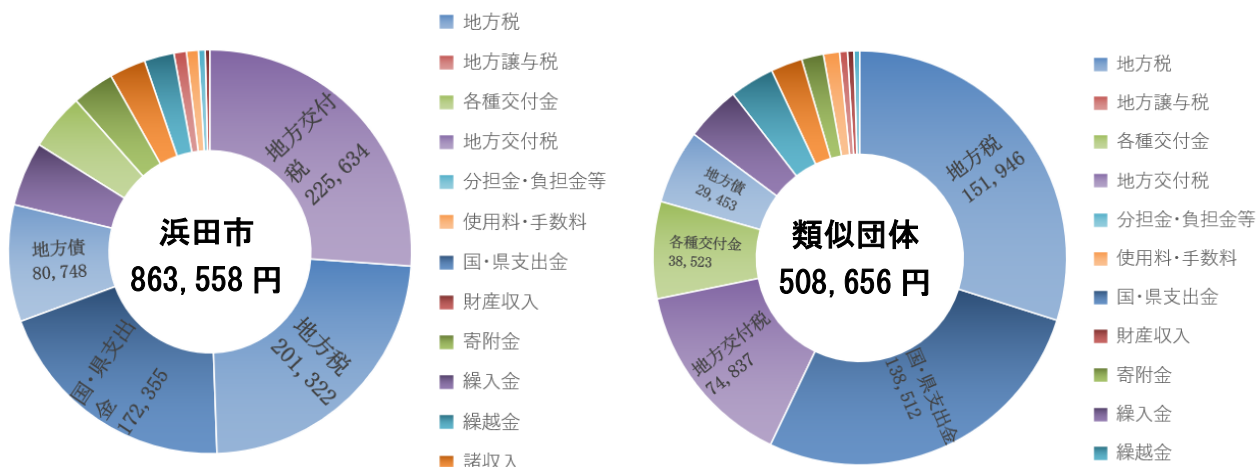


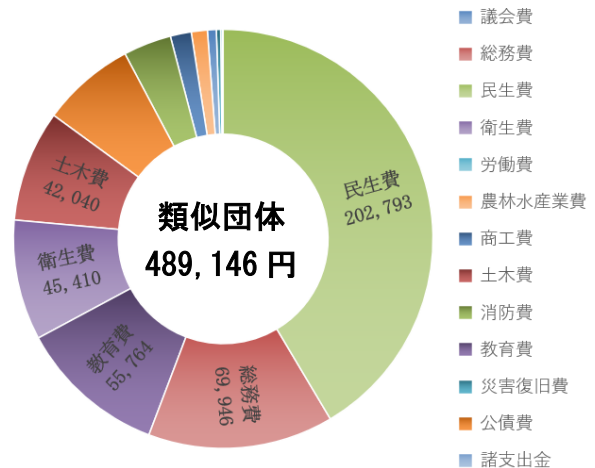
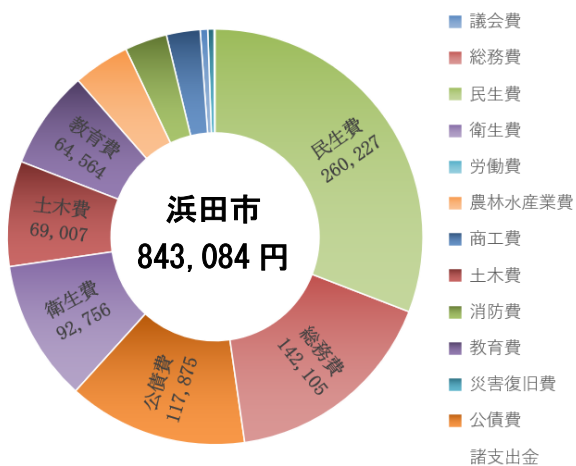
表 19 人口 1 人当たりで見た類似団体比較 (令和 6 年度数値)

人口 1 人当たりの歳入の状況 (抜粋)				
区 分	浜田市		類似団体 (都市Ⅱ-3)	
	決算額 (円)	決算構成比 (%)	決算額 (円)	決算構成比 (%)
地 方 税	201,322	23.3	151,946	29.9
地方交付税	225,634	26.1	74,837	14.7
国・県支出金	172,355	20.0	138,512	27.2
地 方 債	80,748	9.4	29,453	5.8
歳 入 合 計	863,558	100.0	508,656	100.0



人口１人当たりの歳出の状況（抜粋）

区 分	浜田市		類似団体（都市Ⅱ－３）	
	決算額（円）	決算構成比（％）	決算額（円）	決算構成比（％）
公債費	117,875	14.0	35,257	7.2
投資的経費	93,202	11.1	52,139	10.7
歳出合計	843,084	100.0	489,146	100.0



（財政力指数）

浜田市	類似団体
0.45	0.70